

第 6 章 組織及び事務局体制の変遷

1 組織の変遷

本会の組織体制は、理事会、監事、評議員会である。それぞれの役職の職務については、寄付行為及び定款（資料編 58 ページ～及び 102 ページ～）を参照いただきたい。

(1) 財団法人時代（昭和 43 年～平成 25 年）

財団法人時代の理事の定数は 12 名で、内訳は会長 1 名、副会長 3 名、理事 8 名であった。監事は 2 名、評議員は若干名であった。これら役職には、本会会員のほか、本会創設に深くかかわっていただいた県民生部及び健康福祉部、市長会、町村会、県議会、県社協等からそれぞれ代表者に就任を依頼していた。

(2) 一般財団法人移行後（平成 26 年～）

一般財団法人移行後は、理事の定数 8 ～ 12 名で、互選により会長 1 名と副会長 3 名を選出する。監事は 2 名、評議員の定数は 8 ～ 12 名であり、会員及び福祉関係者、学識経験者に就任を依頼している。

2 事務局体制

- (1) 昭和 43 年 4 月 1 日、県共済会の設立から法人化までの期間は、事務局を県庁の社会課内に置き、事務局職員 1 名を配置して、県職員と一体となって業務を行う。
- (2) 昭和 44 年 5 月 2 日に事務局を独立し、専任の事務局長と職員 1 名で業務を行う。
- (3) 昭和 53 年 4 月 1 日に事務局を県社会福祉協議会内に移設し、同協議会の歴代施設資金課長が本会事務局長を兼務し、専任職員 1 名を置き業務を行う。
- (4) 昭和 59 年 4 月 1 日付をもって、本会の専任職員が県社会福祉協議会職員に身分替えをして、昭和 59 年度以降は、県社会福祉協議会に業務を全面的に委託する。
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日付をもって、財団法人から一般財団法人に移行することとなり、併せて県社会福祉協議会から独立し、専任の事務局長と職員 1 名をもって業務を行う。ただし、業務の一部は県社会福祉協議会に引き続き委託して行う。
- (6) 平成 28 年 4 月 1 日をもって、県社会福祉協議会への業務委託を解除し、専任の事務局長と職員 2 名で全業務を行う。

3 事務所の変遷

所在地	建物名称	期間	備考
静岡市葵区追手町9の5	県民生部社会課内	昭和43年4月1日～ 昭和44年5月11日	設立当初
静岡市葵区追手町1の6	東洋信託銀行静岡支店内	昭和44年5月12日～ 昭和44年10月31日	福社会館移転までの暫定期間(1室を借用)
静岡市駿河区曲金594の5	県社会福社会館内	昭和44年11月1日～ 昭和58年3月31日	福社会館(1階)に独立事務所
		昭和53年4月1日～ 昭和58年3月31日	県社協事務所内へ移動
静岡市葵区駿府町1の70	県総合社会福社会館内	昭和58年4月1日～ 平成26年3月31日	県総合社会福社会館新築のため移転(県社協事務所内)
		平成26年4月1日～ 現在	一般財団法人移行に伴い業務委託解除

4 事務処理の電算化

本会では会員の急激な増加により、施設負担金の収納事務や給付金の支払い事務等が増大し、また、税制上の関係から本会に加入している全職員を対象に、毎年資産台帳の整備や退職者に対する源泉徴収業務等が昭和63年12月より新たに加わってきたため、これらの業務を手作業で処理することが到底不可能となり、事務を迅速かつ効率的に進めていく上からも電算の導入が必要となってきた。このため、県の助成を得て平成2年度から電算処理に切り替えることとした。